

新	旧
店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款 （第1条～第9条 省略） 第10条（注文の受付・実行） （第1項～第4項 省略） 5 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量及び建玉の限度（以下、「最大注文数量」といいます。）は、<u>当社が定めるものとします。なお、お客様の預託証拠金の額及びお客様の保有ポジション、取引実績、ご資産、ご経験等に応じて、個別のお客様の最大注文数量を当社が定める数量の範囲に変更する場合があります。また、当社のカバー取引等によるリスク管理を困難とする形態の取引を主とするお客様に関して、事前の通知により、当該お客様の最大注文数量を制限する場合があります。</u> （以下、省略） 令和7年7月5日 改訂	店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款 （第1条～第9条 省略） 第10条（注文の受付・実行） （第1項～第4項 省略） 5 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量及び建玉の限度（以下、「最大注文数量」といいます。）は、お客様の預託証拠金の額及びお客様の保有ポジション、ご資産、ご経験等に応じて当社の定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大注文数量の範囲内に限られるものとします。 （以下、省略）